



平成 27 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルーナ
 代表者名 代表取締役社長 安野 清
 (コード番号 9997 東証第 1 部)
 問合せ先 執行役員管理本部長 松田 智博
 (TEL. 048-771-7753)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 6 月 1 日開催の取締役会におきまして、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 39 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、法律に基づいて責任限定契約を締結することで、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 19 条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 19 条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>16</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p>

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条～第24条 (条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 (条文省略)

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第26条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(新 設)

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(削 除)

第23条～第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 (現行どおり)

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第26条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によっ

第5章 監査役および監査役会
(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。
(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。
(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役

て、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会
(監査等委員会の設置)

第33条 当社は監査等委員会を置く。
(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載また

<p>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 41 条～第 43 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 45 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第 37 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 38 条～第 40 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日：平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上